

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 6 月 20 日

公立大学法人福岡女子大学

理 事 長 向 井 剛 殿

西 秀 雄 公 認 会 計 士 事 務 所

福岡県福岡市

公認会計士

西 秀 雄

<財務諸表監査>

監査意見

私は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、公立大学法人福岡女子大学の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。地方独立行政法人の監査の基準における私の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、公立大学法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、私が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、私が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（第19期事業年度の会計に関する部分を除く。）である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における公立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。